

## 年末調整指導会のお知らせ・・・

専従者・従業員・アルバイト・パートに給与の支払いをされている事業主の方は年末調整を行い源泉所得税を納める必要があります。

又、納税額が「0」であっても納付書を税務署に提出しなければなりません。

### 《源泉税の納付期限》

平成25年1月20日（月）

### 【当日ご持参いただくもの】

①平成23年分（昨年分）の一人別源泉徴収簿

②平成24年分（本年分）の一人別源泉徴収簿

7月以降は記入してください。

③給与所得者の保険料控除配偶者特別控除申告書

生命保険料・地震保険料・国民年金の控除証明書をご持参ください。

国民健康保険の金額の分かるものをご持参ください。

④給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶養親族の氏名・生年月日を記入してください。

⑤給与支払報告書・給与支払報告書（総括表）

⑥源泉納付書

白紙の納付書及び1月～6月の納付書の控えもお持ちください。

※瀬谷区・旭区の会場でも年末調整の指導会を行います。

日程をご確認の上ご利用ください。

※納税額が「0」のかたは、住基カードなしでe-Taxで送信することができますのでご協力ください。